

「契約事項」の改正

新旧対照表

改正案	現行
(工程表等) 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表及び_____請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。 <u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u> <u>3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u>	(工程表等) 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表及び<u>発注者が特に必要と認める場合にあっては</u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。 <u>2 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u>